

中小企業向け 働き方改革セミナー

【対象】 中小企業の経営者・人事労務担当者等

定員：各20名
参加費：無料

働き方改革関連法が順次施行され、様々な対応が求められております。
須坂商工会議所では、長野働き方改革推進支援センターのご協力のもとテーマごとに3回シリーズでセミナーを開催いたします。各回セミナー終了後、個別相談会を行います。ぜひこの機会にご参加ください。

講師



公益財団法人21世紀職業財団 認定 ハラスメント防止コンサルタント
社会保険労務士 長野働き方改革推進支援センター専門家

飛田 豊美氏

プロフィール

- ・前職 会計事務所勤務等
- ・2012年 社会保険労務士開業登録
- ・公益財団法人21世紀職業財団 認定 ハラスメント防止コンサルタント
- ・助成金活用セミナー等を実施し、助成金やセミナーを主体に活動
- ・顧問先においても、パワハラ防止セミナーや育児休業セミナー等を実施
- ・2022年 日本年金機構「社会保険の適用拡大」専門家派遣講師
厚生労働省長野労働局「働き方改革説明会」専門家派遣講師
長野県北信労政事務所「労務管理改善リーダー研修」講師
長野県東信労政事務所「労務管理改善リーダー研修」講師

第1講

11月17日(木) 13:15 ~ 15:45 (定員 20名) 会場：須坂商工会議所

「労働時間管理について」

令和2年4月1日より時間外労働の上限規制がすべての企業に適用されています。
今回は、労務担当のベテランであっても勘違いしている場合が多い労働時間と時間外労働時間の取り扱い方を、基本的な部分からわかりやすく解説いたします。



第2講

11月22日(火) 13:15 ~ 15:45 (定員 20名) 会場：須坂商工会議所

「同一労働同一賃金について」

令和3年4月1日より同一労働同一賃金（不合理な待遇差の禁止）が中小企業にも適用されました。
単に「正社員」「パート」といった雇用形態の違いだけで待遇差を設けずに、すべての労働者が納得して働ける職場をつくるのが人材の確保や労働生産性の向上につながります。本セミナーでは、同一労働同一賃金について基本的なことからわかりやすく説明いたします。



第3講

12月8日(木) 13:15 ~ 15:45 (定員 20名) 会場：須坂商工会議所

「ハラスメントについて」

令和4年4月から、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）がすべての企業に適用されました。
年々増加するハラスメントの事案は社会的な問題にもなっており、人材の確保の面からも社内教育や人事労務体制の整備が急務となっています。
今回はパワハラ防止法の内容と企業が対応すべき事項を、ハラスメント防止コンサルタントがわかりやすく解説いたします。



働き方改革セミナー申込

※インターネットからお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により事業の中止又は変更等の場合は、いただいたメールアドレスへご連絡させていただきますのでご承知おきください。

申込方法	FAX でのお申込み ※下記の必要事項に記入しお申込みください。	インターネットからのお申込み
参加日	参加日に○印をお願いします。 11/17(木)・11/22(火)・12/8(木)	※下記URLまたは 二次元バーコードからお申込みください。  https://forms.gle/c7izS4LCyFtUiqz38
事業所名		
参加者名 ※各回セミナーごと ご記入ください。	11/17	
	11/22	
	12/8	
TEL		
FAX		
E-mail ※必須		

いただいた情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

お問い合わせ

須坂商工会議所 総務企画課 担当：竹前 須坂市立町1278-1

TEL：026-245-0031 FAX：026-245-5096 E-mail：takemae@suzaka.or.jp